2007年4月15日　大阪教育合同労働組合・講師協議会　発行

講師経験者別枠採用選考テスト実施!!

講師、教諭化への道開く！

府教委は組合の長年の要求である、講師賃金の２級格付けと安定雇用に対して、「教員採用選考テストの一部を変更して、一定の講師経験のある者を別枠採用選考テストを経て教諭化することにより２級格付けしたい。」と回答して来ました。また、講師登録制度についても、一定の改革案を提示して来ました。この「別枠採用選考テスト」には様々な課題があり、組合として全面的受け入れとはなりませんが、府教委との団体交渉の中で組合の指摘により、当局の認識を深めさせ、残された課題については前向きに検討していくことを確認して、交渉を継続しながらとりあえず制度スタートに合意しました。

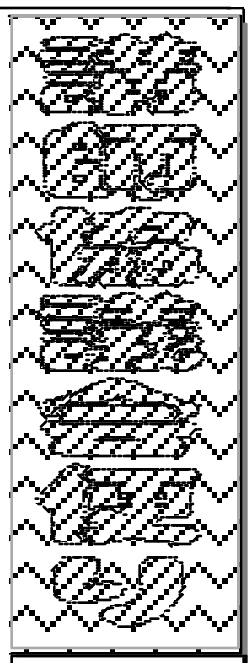

大阪教育合同
労働組合
講師協議会
第 2042号
大阪市中央区北浜東
１－１７
日本ワードデータビル8階
06-4793-0633

定数内講師10年の経験

講師経験者別枠採用選考テストの受験資格は、常勤講師１０年(１２０月)以上の経験者となっています。この採用選考テストは四月から受付が始まっています。受付終了は４月２５日です。

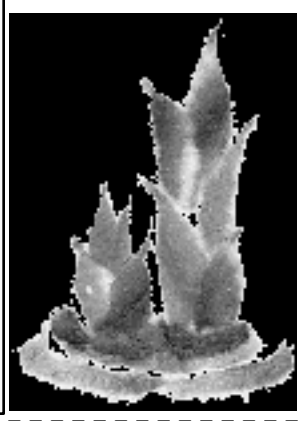

4月の講師協議会

講師別枠採用選考テスト
どうなる　どうする
正式採用!!

記

日時　4月21日(土)
　　10時～12時
場所　エルおおさか
　　６０４号室
　(組合事務所の向かい側のビルです。)

議題
1）正式採用について
2）職場交流
3）その他

４月の協議会は上記集会に合流します。

別枠選考試験の問題点

今回提案された制度には多くの問題を抱えています。別枠採用試験受験の用件として「教諭と同じ仕事を１０年以上続けている事。」と言う規定の中で、非常勤、私学、その他の臨時職経験などが、資格要件から外されたために、不利益を受ける講師が出現したことです。講師の中には、非常勤から常勤に、あるいは、常勤から非常勤に変わりながらその時々を「食いつないで」きた人が多数存在しています。私学に移ったり、私学から公立にもどったり、主事になったり、実習助手をしたり、近隣他府県などの仕事も織り交ぜて生活をしてきたのです。このようなことを考えるとき、今回の制度が「極めて不十分な制度」であることは間違いありません。実習助手として長年働いてきた人、私学と行ったりきたりしている人、６０歳を過ぎている人、民族講師の人など、この制度にかからない、つまり、２級格付けにならない人たちが多数存在しているのです。これらのことが解決されない限り講師問題の解決とはいえません。

交渉は継続しています

組合は次の7項目について申し入れをして交渉をしています。

①登録制度について
・現任講師をA登録とし、採用試験2次不合格者と退職教員をB登録とすること。
・これ以外の新規登録は廃止すること。
・講師の採用に当たっては、A登録から採用していくこと。

②教員採用試験講師別枠特別選考における受験資格条件のうち一定年数以上の勤務経験に非常勤講師の勤務経験年数も含めること。

③特別選考資格を有する講師が数年以内に正式採用となるために、定数内講師撤廃年数の数値目標を設定すること。

④産育休代替講師、病休代替講師について、講師経験が一定年数に達した時点で講師別枠特別選考をおこなうことを制度化すること。

⑤上記特別選考において、組合員であることをもって差別しないこと。

⑥６０歳以上の講師の安定雇用と2級格付けを保障すること。

⑦教員採用試験の年齢制限を撤廃すること。

これらの項目のうち3月の2回の交渉では、④、⑤について府教委も了承し、②についてのやり取りに終始しましたが、今後の課題として前向きに検討することを約束しました。その他の項目については継続交渉となっています。

さらなる闘いの展開が必要です

大阪の教員採用選考制度が戦後初めて改革されることになり講師経験者別枠選考テストが実施され始めたのです。始めにも書きましたがこの制度は極めて不十分なものであり、課題を多く抱えていますが、教育合同の要求と運動により、制度改革という山が動いたのです。この改革をよりよいものにしていくために、さらなる闘いの継続が必要です。